

教委規則第5号

宇和島市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

宇和島市教育委員会
教育長 山村 由美

教委規則第 5 号

宇和島市外国語指導助手就業規則の一部を改正する規則を次のとおり制定する。

令和 8 年 3 月 27 日

宇和島市教育委員会
教育長 山村 由美

宇和島市国語指導助手就業規則の一部を改正する規則

宇和島市外国語指導助手就業規則（平成17年教委規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）	第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
第 2 章 職務（第 3 条）	第 2 章 職務（第 3 条）
第 3 章 任用期間及びその終了（第 4 条・第 5 条）	第 3 章 任用期間及びその終了（第 4 条・第 5 条）
第 4 章 報酬その他の給付（第 6 条—第 9 条）	第 4 章 報酬その他の給付（第 6 条—第 9 条）
第 5 章 勤務時間、休日、 <u> </u> 休暇及び休職（第10条—第17条）	第 5 章 勤務時間、休日及び年次有給休暇 <u> </u> （第10条—第12条）
第 6 章 服務（第18条—第28条）	第 6 章 服務（第13条—第23条）
第 7 章 懲戒等（第29条—第32条）	第 7 章 懲戒等（第24条—第27条）

第8章 公務災害補償等（第33条—第35条）

附則

（目的）

第1条（略）

2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項で、この規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）_____

_____その他の法令に定めるところによる。

第5章 勤務時間、休日、_____休暇及び休職

（年次有給休暇）

第12条（略）

2 年次有給休暇は、前半任期、後半任期各々の初日に、次の表の左欄に掲げる任用期間の区分に応じて、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる日数を付与するものとする。

任用期間	前半任期	後半任期
1年目	7日	3日
2年目	7日	4日
3年目	8日	4日
4年目	9日	5日
5年目	11日	5日

3・4（略）

5 年次有給休暇の単位は、1日又は1時間とする。ただし、次に掲げる場合においてはこの限りでない。

第8章 公務災害補償等（第28条—第30条）

附則

（目的）

第1条（略）

2 外国語指導助手の勤務条件に関する事項で、この規則に定めのないものについては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）、宇和島市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年規則第19号）、宇和島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第41号）、宇和島市職員の育児休業等に関する規則（平成17年規則第35号）その他の法令に定めるところによる。

第5章 勤務時間、休日及び年次有給休暇_____

（年次有給休暇）

第12条（略）

2 年次有給休暇は、前半任期、後半任期各々の初日に、次の表の左欄に掲げる任用期間の区分に応じて、それぞれ同表の中欄及び右欄に掲げる日数を付与するものとする。

任用期間	前半任期	後半任期
1年目	8日	4日
2年目	8日	4日
3年目	8日	4日
4年目	9日	5日
5年目	11日	5日

3・4（略）

(1) 年次有給休暇の残日数の全てを使用するとき。

(2) 始業の時刻から連続し休憩時間開始の時刻まで又は休憩時間終了の時刻から連続し終業の時刻まで年次有給休暇を使用するとき。

(3) 別表第1の8の項、9の項、11の項又は12の項の休暇の残日数の全てを使用し、かつ、その使用しようとする勤務日において当該休暇と連続して1日、1時間単位又は始業の時刻から連続し休憩時間開始の時刻まで若しくは休憩時間終了の時刻から連続し終業の時刻まで年次有給休暇を使用するとき。

(特別休暇)

第13条 外国語指導助手に別表第1の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の有給の休暇を与えるものとする。

2 外国語指導助手に別表第2の事由欄に掲げる事由がある場合には、同表の期間欄に掲げる期間の無給の休暇を与えるものとする。

3 特別休暇の取得単位並びに承認及び請求手続等は、常勤職員の例による。

(育児休業)

第14条 次の各号のいずれにも該当する外国語指導助手は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として宇和島市職員の育児休業等に関する条例（平成17年条例第41号。以下「育休条例」という。）第2条の4に定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、同条例第2条の3に定める日まで育児休業をすることができる。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) その養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として育休条例第2条の4に定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者

2 前項に規定する育児休業期間中は、無給とする。

(部分休業)

第15条 引き続き在職した期間が1年以上である外国語指導助手は、その3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき1時間15分を超えない範囲内で、勤務時間の一部について勤務しないこと（以下この条において「部分休業」という。）ができる。

2 外国語指導助手が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、育休条例第21条第2項の規定により、減額して報酬を支給するものとする。

(介護休暇)

第16条 次の各号のいずれにも該当する外国語指導助手は、任命権者の承認を受けて、宇和島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第40号）第1項に規定する要介護者（以下「要介護者」という。）を介護するため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して93日を超えない範囲内で指定される期間（以下「指定期間」という。）内において必要と認められる期間の介護休暇を取得することができる。

(1) 引き続き在職した期間が1年以上である者

(2) 指定期間の指定を希望する期間の初日から起算して93日を経過する日から6月を経過する日までに、その任期（任期が更新される場合にあつては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない者

2 前項に規定する介護休暇は、無給の休暇とする。

(介護時間)

第17条 引き続き在職した期間が1年以上である外国語指導助手は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く。）内において、任命権者の承認を受けて、1日につき1時間15分を超えない範囲内で必要と認められる介護時間を取得することができる。

2 前項に規定する介護時間は、無給の休暇とする。

(職務命令に従う義務)

第18条 (略)

(人事評価)

第19条 (略)

(職務専念義務)

第20条 (略)

(信用失墜行為の禁止)

第21条 (略)

(守秘義務)

第22条 (略)

(政治的行為の制限)

第23条 (略)

(争議行為等の禁止)

(職務命令に従う義務)

第13条 (略)

(人事評価)

第14条 (略)

(職務専念義務)

第15条 (略)

(信用失墜行為の禁止)

第16条 (略)

(守秘義務)

第17条 (略)

(政治的行為の制限)

第18条 (略)

(争議行為等の禁止)

第24条 (略)
(ハラスメントの禁止)
第25条 (略)
(営利企業等の従事制限)
第26条 (略)
(宗教活動の制限)
第27条 (略)
(自動車等運転の制限)
第28条 (略)
(免職、休職等)
第29条 (略)
(懲戒処分)
第30条 (略)
(休職期間中の報酬)
第31条 (略)
(勤務禁止)
第32条 (略)
(公務災害補償)
第33条 (略)
(公務外の災害補償)
第34条 (略)
(委任)
第35条 (略)
別表第1 (第13条関係)

第19条 (略)
(ハラスメントの禁止)
第20条 (略)
(営利企業等の従事制限)
第21条 (略)
(宗教活動の制限)
第22条 (略)
(自動車等運転の制限)
第23条 (略)
(免職、休職等)
第24条 (略)
(懲戒処分)
第25条 (略)
(休職期間中の報酬)
第26条 (略)
(勤務禁止)
第27条 (略)
(公務災害補償)
第28条 (略)
(公務外の災害補償)
第29条 (略)
(委任)
第30条 (略)

事由	期間
----	----

<p>(1) 別表第3の親族欄に掲げる外国語指導助手の親族が死亡した場合で、当該外国語指導助手が葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（当該行事等のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間</p>
<p>(2) 外国語指導助手が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>
<p>(3) 外国語指導助手が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>同上</p>
<p>(4) 女性の外国語指導助手が生理日において勤務することが著しく困難であるとき。</p>	<p>2日を超えない範囲内において必要と認められる期間</p>
<p>(5) 外国語指導助手が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>市長の定める期間内における連続する5日の範囲内の期間</p>

<p>(6) 外国語指導助手が公務上の負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>1の負傷又は疾病につき連続する3日の範囲内の期間</p>
<p>(7) 外国語指導助手が負傷又は疾病のため療養する必要がある、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>1の負傷又は疾病につき連続する3日の範囲内の期間</p>
<p>(8) 外国語指導助手の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）が出産する場合で、外国語指導助手が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>市長が定める期間内における2日の範囲内の期間</p>
<p>(9) 外国語指導助手が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>1の年の7月から9月までの期間内（任命権者が特に必要と認める場合にあっては、あらかじめ市長の承認を得て定める期間内）における、週休日、第10条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休</p>

	日及び代休日を除いて1月に つき9日を超えない範囲内の 期間
(10) 生後1年に達しない子を育てる外国語指導助手が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行うとき。	1日2回それぞれ30分以内の 期間（男性の外国語指導助手 にあつては、その子の当該外 国語指導助手以外の親（当該 子について民法（明治29年法 律第89号）第817条の2第1項 の規定により特別養子縁組の 成立について家庭裁判所に請 求した者（当該請求に係る家 事審判事件が裁判所に係属し ている場合に限る。）であつて 当該子を現に監護するもの又 は児童福祉法（昭和22年法律 第164号）第27条第1項第3号 の規定により当該子を委託さ れている同法第6条の4第2 号に規定する養子縁組里親若 しくは同条第1号に規定する 養育里親である者（同法第27 条第4項に規定する者の意に 反するため、同項の規定によ り、同法第6条の4第2号に

	<p>規定する養子縁組里親として委託することができない者に限る。)を含む。)が、当該外国語指導助手がこの項の休暇を取得しようとする日におけるこの項の休暇(これに相当する休暇を含む。)を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間)</p>
<p>(11) 小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下この項において同じ。)を養育する外国語指導助手が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話をを行うことを行う。)のため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>1の年度において5日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間</p>

<p>(12) 条例第17条第1項に規定する要介護者の介護を行う外国語指導助手が、当該介護を行うため勤務しないことが相当であると認められるとき。</p>	<p>1の年度において5日（要介護者が2人以上の場合においては、10日）の範囲内の期間</p>
<p>(13) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、外国語指導助手が勤務しないことが相当であると認められるとき。</p> <p>ア 外国語指導助手の現住居が滅失し、若しくは損壊し、又はその危機にひんした場合で、当該外国語指導助手がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。</p> <p>イ 外国語指導助手及び当該外国語指導助手と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該外国語指導助手以外にはそれらの確保を行うことができないとき。</p>	<p>7日の範囲内の期間</p>
<p>(14) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により外</p>	<p>必要と認められる期間</p>

国語指導助手が出勤することが著しく困難であると認められるとき。	
(15) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、外国語指導助手が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	同上
(16) 妊娠中又は出産後1年以内の女性の外国語指導助手が母子保健法(昭和40年法律第141号)第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるとき。	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回とし、1回につき、それぞれ1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる期間(ただし、回数について、医師等の特別の指示があった場合は、当該指示された回数とする。)
(17) 妊娠中の女性の外国語指導助手が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるとき。	当該外国語指導助手について定められた勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる期間

別表第2（第13条関係）

事由	期間
<p>(1) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である女性の外国語指導助手が申し出たとき。</p>	<p>出産の日までの申し出た期間</p>
<p>(2) 女性の外国語指導助手が出産したとき。</p>	<p>出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の外国語指導助手が就業を申し出た場合において、医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）</p>
<p>(3) 外国語指導助手が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。</p>	<p>必要と認められる期間</p>

(4) 外国語指導助手が別表第1の6の項に規定する特別休暇を取得した後、当該特別休暇の取得に係る公務上の負傷又は疾病について療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認められる期間
(5) 外国語指導助手が別表第1の7の項に規定する特別休暇を取得した後、当該特別休暇の取得に係る負傷又は疾病について療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	1の負傷又は疾病につき別表第1の7の項の規定により取得した特別休暇の期間と通算して連続する60日を超えない範囲内で必要と認められる期間

別表第3 (別表第1関係)

親族	日数
配偶者	7日
父母	7日
子	5日
祖父母	3日 (外国語指導助手が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日)
孫	1日
兄弟姉妹	3日
おじ又はおば	1日 (外国語指導助手が代襲相続)

	し、かつ、祭具等の承継を受ける 場合にあつては、7日)
父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（外国語指導助手と生計を一 にしていた場合にあつては、7日)
子の配偶者又は配偶者の子	1日（外国語指導助手と生計を一 にしていた場合にあつては、5日)
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父 母	1日（外国語指導助手と生計を一 にしていた場合にあつては、3日)
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄 弟姉妹	1日（外国語指導助手と生計を一 にしていた場合にあつては、3日)
おじ又はおばの配偶者	1日

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。